

平成 19 年 10 月 23 日

## アンチ・ドーピングに関する注意喚起

(社) 日本ボート協会 アンチ・ドーピング担当委員長  
牧田茂

日本ボート協会はアンチ・ドーピング規定に則り、日本ボート協会主催の大会や各種合宿においてドーピング検査を実施しています。先の理事会で大会内検査対象が決勝レースだけではなく予選レースについても行うことが決定し規則改定されました。詳しくは HP をご覧ください。本改定規則は第 34 回全日本学生選手権大会から適用されています。

第 34 回全日本学生選手権大会において、参加選手の中で葛根湯（カッコントウ）を服用していた事例がありました。幸い尿中には検出されませんでした。葛根湯には禁止物質であるマオウが含まれています。治療として服用が必要な場合は、禁止物質が成分に含まれていない他の薬を服用するようにしてください。治療が必要でない場合はむやみに薬には手を出さないようにしてください。さらに、ドリンク剤の中にも禁止物質や指定物質・監視物質が含まれている場合がありますので注意が必要です。ドーピング違反が判明した場合は、規定に則り罰則が科せられます。

注意事項として以下を確認してください。

- 1) 葛根湯にはドーピング禁止物質が含まれている
- 2) 安易に薬物、ドリンク剤やサプリメントに頼らない
- 3) 服用する場合は必ず禁止物質が含まれていないか確認すること
- 4) 成分のはっきりしない薬物、サプリメントやドリンク剤は口にしない（特に海外から取り寄せたもの、漢方薬は要注意）
- 5) 検査対象となる選手は漕手のみでなく舵手も含まれる

クリニックや病院で薬が処方された場合、医師に必ずドーピング検査対象となる可能性があることを伝え、禁止物質の含まれていない薬を処方してもらってください。ただし、すべての医師がドーピング禁止物質を熟知しているわけではありませんので、スポーツドクターもしくはスポーツ競技に理解のある医師に相談してください。

### \*TUE について

**TUE (therapeutic use exemption) : 治療目的使用に係る除外措置**

禁止物質・禁止方法を使用しないと生命の危険を伴ったり、深刻な身体的障害が発生する可能性があり、他の治療法で代用できない場合に、競技者が申請して認められれば、禁止物質や禁止方法を治療目的で使用することができます。これを TUE といいます。

たとえば、糖尿病におけるインスリン注射とか気管支喘息における吸入 $\beta$ 2作用薬などです。どちらもドーピング禁止物質ですが、申請によって治療上必要と認められれば使用することができます。

申請は選手が自ら申請書を取り寄せて、主治医（医師）に証明してもらい日本アンチ・ドーピング機構（JADA）に書類を送ります（国際大会ではIF等）。JADAのTUE委員会で判定されて結果は本人に伝えられます。

TUEには2種類の申請様式があります。

略式TUE：一部の吸入 $\beta$ 2作用薬、糖質コルチコイド非全身的投与の場合

書類は随時受付されている

標準TUE：略式TUE該当以外の禁止薬物と禁止方法

書類は大会21日前までにJADAやIF等に提出

治療のために薬が必要な場合、たとえば先に述べたように気管支喘息や糖尿病で治療中の選手は申請が必要です。また、痛み止めの局所注射薬や関節注射薬や吸入薬に糖質コルチコイド（副腎皮質ステロイド）が含まれている場合は略式TUEを申請しなくてはなりません。TUE申請で認められても期限が決められていますので、何回も再申請しないといけないこともあります。

花粉症や結膜炎で使う点眼薬、アレルギー性鼻炎で使う点鼻薬、皮膚疾患に使用する外用薬の中に糖質コルチコイドが含まれている場合については、TUE申請は不要で使用が許可されています。

風邪などで禁止物質が含まれている薬についてはTUEが認められません。他の禁止物質以外の感冒薬で代用できるからです。

TUEに関してはJADA（財団法人 日本アンチ・ドーピング機構、国立スポーツ科学センター内 電話 03-5963-8030 URL：<http://www.anti-doping.or.jp/>

Email：jada@anti-doping.or.jp) にお問い合わせください。